

第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の
期限前償還に関するお知らせ

2026年6月18日

社債権者各位

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 石川 耕治

当社が2016年8月8日に発行しました、損害保険ジャパン日本興亜株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下、「本社債」といいます）を、2026年8月8日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第8項第(4)号に基づき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄
損害保険ジャパン日本興亜株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
2. 期限前償還期日
2026年8月8日
期限前償還期日後は、利息をつけません。
（但し、2026年8月8日が銀行休業日にあたるため、前営業日である2026年8月7日にお支払いいたします。）
3. 期限前償還総額
金1,000億円
4. 期限前償還金額
各社債の金額100円につき金100円
期限前償還期日に、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。
5. 償還要件の充足の有無
本社債の社債要項第8項第(1)号に定義される償還要件の全部を充足しております。

以上